

『寄付金等』

- ◇ 職員に対する報酬の支払いを学校関係団体に対し強制的に割り当てたり、学校の建設費や維持・修繕に要する経費をPTA等に強要することは地方財政法により禁止されている。

※地方財政法 第4条の5

国（国の地方行政機関及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二条に規定する下級裁判所を含む。）は地方公共団体又はその住民に対し、地方公共団体は他の地方公共団体又は住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、寄付金（これに相当する物品等を含む。）を割り当てて強制的に徴収（これに相当する行為を含む。）するようなことをしてはならない。

同 第27条の4

市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁してはならない。

- ◇ また、文科省初等中等教育局長の「[学校関係団体を実施する事業に係る兼職兼業等の取扱い及び学校における会計処理の適正化についての留意事項等について（通知）](#)」（平成24年5月9日付文科初第187号）が出されている。

学校関係団体から学校に対して自発的な寄付（金銭・物件）を行うことは禁止されていないが、学校会計と関係団体の会計は明確に区分し適正に処理すること、保護者等に対しての学校配当予算の執行・決算等の内容はホームページや学校便り等による情報公開が求められている。